

所得・学力の基準について

1 所得の基準

時津町が設定する所得基準額以下であること。

[所得基準額 \geq (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】 (太枠内：収入金額)

校種		世帯人数	給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
			4人(子2人)	5人(子3人)	4人(子2人)	5人(子3人)
大学等	自宅外通学の場合	所得基準額	344万円	359万円	344万円	359万円
	収入金額	859万円	920万円	451万円	512万円	
高等学校等	自宅通学の場合	所得基準額	309万円	332万円	309万円	332万円
	収入金額	801万円	855万円	393万円	447万円	

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

2 学力の基準

(1) 大学等

1年次

- ① 高等学校等の最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した評価点を5段階評価により算出し、**出願資格は3.5以上**とする。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、**出願資格は4.0以上**とする。

2年次以上

申込時までの大学等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を3段階評価で算出し、**出願資格は4.0以上**とする。

(大学等及び高等学校卒業程度認定試験の評定は、“A”又は“優”相当を5、“B”又は“良”相当を4、“C”又は“可”相当を3とする。)

(2) 高等学校等

- ① 申込時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、**出願資格は3.0以上**とする。
- ② 上記①による評定が未定の場合は、中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、**出願資格は3.0以上**とする。